

# 山梨県公報

第二千二百九十四号

平成二十五年

一月二十八日

月 曜 日

## 目次

### 告示

道路の供用開始.....三七

道路の区域変更(二件).....三七

### 公告

指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知(二件).....三八

落札者の決定について.....四〇

### 正誤

平成二十四年十二月二十七日付第二千二百八十八号中.....四〇

## 告示

### 山梨県告示第二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十五年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	平林青柳線	南巨摩郡富士川町大字平林字八 ツ面五〇番地先から 南巨摩郡富士川町大字平林字下 河原一四六五番の一地主まで	六六・八	平成二十五年 一月二十八日

### 山梨県告示第二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 割子切石線
- 三 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	九・六 五〇・四	五八〇・〇
南巨摩郡身延町下田原字一枚山一九四番の 三地主から 南巨摩郡身延町下田原字廣反歩一一九六番 の地主先まで	旧	九・六 五〇・四	五八〇・〇
	新	九・六 五〇・四	五八〇・〇

### 山梨県告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十五年二月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 精進湖畔線
- 三 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

公 告

南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠官有無 番地先から 南都留郡富士河口湖町精進字笈の峠官有無 番地先まで	
新	旧
三八・一、 四六・九	三八・一、 四一・七
五三・五	五三・五

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。  
 平成二十五年一月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明  
 一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五六九八	雨宮秋太朗
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二四	岩間豊蔵、斉藤種吉、上田浅右工門、上野善勝、雨宮時行、雨宮多平治、雨宮信寛、上田宇一郎、上野三五郎、上野壽明、荻野好之助、北浦和吉、北浦又兵衛、倉田善助、小林重左衛門、小林伴右工門、斉藤忠兵衛、杉山伊助、平井勝太郎、平井保利、平井領造、平岡弥助、雨宮茂市、雨宮兵甫、雨宮喜雄、岩間佐甫、上田藤吉、上田良知、上田喜之助、上野よしの、荻野治三

笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五六九七の二、五六九九、五七〇三	良、荻野莊平、荻野延平、荻野利作、倉田亀吉、斉藤伊作、斉藤陸吉、瀬戸喜一、瀬戸蝶重郎、平井君太朗、平井平三郎、平井義學、平井嘉平治、平岡國五郎、北浦治策、飯田高頭、御崎大善、平岡弥兵卫、雨宮艶蔵、志村周作、平井平左衛門、松本海善
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二六	岩間豊蔵、斉藤種吉、雨宮喜右衛門、岩間忠次郎、上野善勝、御奇大膳、辻高造、平井勝治郎、平岡彌兵衛、雨宮時行、雨宮多平治、雨宮信寛、上田宇一郎、上野三五郎、上野壽明、荻野好之助、北浦和吉、北浦又兵衛、倉田善助、小林重左衛門、小林伴右工門、斉藤忠兵衛、杉山伊助、平井勝太郎、平井保利、平井領造、平岡弥助、雨宮茂市、雨宮兵甫、雨宮喜雄、岩間佐甫、上田藤吉、上田良知、上田喜之助、上野よしの、荻野治三良、荻野莊平、荻野延平、荻野利作、倉田亀吉、斉藤伊作、斉藤陸吉、瀬戸喜一、瀬戸蝶重郎、平井君太朗、平井平三郎、平井義學、平井嘉平治、平岡國五郎、北浦治策
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二二	堀内英樹、堀内博典

笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二〇	石原興太郎、石原正重
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二三	梶原茂十郎
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二五の一	岩間豊蔵、斉藤種吉、上田浅右工門、雨宮茂市、雨宮兵衛、雨宮喜雄、岩間佐甫、上田藤吉、上田良知、上田喜之助、上野よしの、荻野治三良、荻野莊平、荻野延平、荻野利作、倉田亀吉、斉藤伊作、斉藤陸吉、瀬戸喜一、瀬戸蝶重郎、平井君太郎、平井平三郎、平井義學、平井嘉平治、平岡國五郎、北浦治策、雨宮艶蔵、志村周作、平井平左衛門、松本海善、雨宮福平、北浦作右工門、倉田湊二郎
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五七二五の二、五七二五の三	岩間豊蔵、斉藤種吉、上田浅右工門
笛吹市御坂町竹居字三ツ沢五六九八の二	石原正重
笛吹市御坂町尾山字天狗沢一三三〇の三	塚越豊野

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成二十四年十二月二十七日山梨県告示第四百五十五号の二

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を笛吹市役所に掲示したため、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
笛吹市御坂町上黒駒字戸倉山六七七五の一	萩原幾雄、雨宮てる子、三枝一久、古屋忠則、村松剛
笛吹市御坂町上黒駒字戸倉山六七七五の二	萩原友作、雨宮てる子、三枝一久、古屋忠則、村松剛
笛吹市御坂町上黒駒字大相沢六二六四	雨宮てる子、三枝一久、古屋忠則、村松剛
笛吹市御坂町上黒駒字風河原六六〇四の一	三森俊昭
笛吹市御坂町上黒駒字達沢山六七七一の一、六七七一の二	小沢泰作
笛吹市御坂町上黒駒字戸倉山六七七三	田中吉一
笛吹市御坂町尾山字小枋山一四六九の一、一四六九の七	赤尾政治郎、赤尾安男、赤尾良平、岩田幸太郎、岩田清三郎、小沢金平、小沢邦平、小沢佐仲、小沢民平、小沢常吉

	<p>、小沢なか、小沢夏太郎、小沢肇、小沢泰二郎、小沢義栄、加藤憲三、加藤庫吉、加藤武、体性寺、川井龜吉、川井常治、川井英子、川井副資、川井又助、川口竹治郎、川口広光、川口幸治郎、川口喜太、小島小重郎、小島周吉、小島眞治郎、小島仲吉、小島政市、小林慶之助、志村平、志村往重、志村要右工門、志村清造、志村作太郎、志村好之、鈴木織平、鈴木清作、鈴木軍平、鈴木治三郎、鈴木仙平、鈴木千代吉、鈴木恒口八、鈴木藤作、鈴木正義、鈴木美甫、正寿院、田中宇助、田中金重、田中菊治郎、田中喜太郎、田中金四郎、田中広告、田中五郎作、田中庄造、田中庄平、田中信太郎、田中節義、田中武受、田中傳作、田中直太郎、田中生吉、田中久吉、田中房吉、田中平、田中孫市、田中岩太郎、野沢定義、野沢満夫、保崎喜太郎、保崎加市郎、保崎敏磨、保崎信雄、保崎茂作、前島傳、横尾助、横尾大吉、横田斧平、横田岫次郎、横田宗重、横田幸作、古屋兼助、小沢泰作</p>
--	---

- 二 保安林として指定された目的水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。

正 誤

- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。
  - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の予定告示
  - 平成二十四年十二月二十七日山梨県告示第四百五十五号の三
- 落札者の決定について
  - 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
  - 平成二十五年一月二十八日
- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 落札に係る物品等の名称及び数量  
情報処理実習装置 三式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県出納局管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成二十五年一月九日
- 四 落札者の氏名及び住所  
リコージャパン株式会社関東営業本部山梨支社  
山梨県中央市山之神流通団地東一番地
- 五 落札金額  
四千九百八十四万三千五百円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成二十四年十一月二十六日

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十四年十二月二十七日掲載の落札者の決定についての公告中

七三五

上

終わりから十

委員長

教育長

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番